

添付法令資料 4 :

金融サービス・セクターにおけるデジタル金融イノベーションに関する
2018年8月15日付インドネシア共和国金融サービス庁規則 No.13/POJK.02/2018

(目次)

同月 16 日施行

第 1 章	総則 (第 1 条)
第 2 章	デジタル金融イノベーションの目的、範囲及び基準
第 1 節	デジタル金融イノベーションの目的 (第 2 条)
第 2 節	デジタル金融イノベーションの範囲及び基準 (第 3 条及び第 4 条)
第 3 章	届出
第 1 節	実施者である法人の形態 (第 5 条)
第 2 節	届出申請 (第 6 条)
第 4 章	レギュラトリー・サンドボックス
第 1 節	レギュラトリー・サンドボックスの基本原則 (第 7 条)
第 2 節	レギュラトリー・サンドボックス参加者としての実施者の要件 (第 8 条)
第 3 節	レギュラトリー・サンドボックスの実施 (第 9 条ないし第 12 条)
第 4 節	情報公開 (第 13 条)
第 5 章	登録 (第 14 条ないし第 16 条)
第 6 章	モニタリング (第 17 条)
第 1 節	独立モニタリング原則 (第 18 条及び第 19 条)
第 2 節	金融サービス庁及び他の当事者によるモニタリング (第 20 条ないし第 22 条)
第 7 章	報告 (第 23 条ないし第 27 条)
第 8 章	ガバナンス (第 28 条)
第 9 章	データセンター (第 29 条)
第 10 章	データの保護及び秘密保持 (第 30 条)
第 11 章	教育及び消費者保護 (第 31 条ないし第 34 条)
第 12 章	その他の遵守に係る側面 (第 35 条)
第 13 章	調整及び協力
第 1 節	デジタル金融イノベーション・センター (第 36 条)
第 2 節	デジタル金融イノベーション・エコシステム (第 37 条)
第 14 章	禁止 (第 38 条)
第 15 章	制裁規定 (第 39 条及び第 40 条)
第 16 章	経過規定 (第 41 条)
第 17 章	終則 (第 42 条及び第 43 条)